

市岡下水処理場沈殿池汚泥かき寄せ機外設備工事

1 設計図書の一部に表記誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

訂正箇所	誤	正
特記仕様書 P26 第40条 雑工 3 特記事項 (5)	(5) 曝気槽導流渠ゲート開口蓋の受枠は下-2-3-8 に準じるものとし、重防食塗装を行う。	(5) 曝気槽導流渠ゲート開口蓋の受枠は下-2-2-3-8 に準じるものとし、重防食塗装を行う。
特記仕様書 P28 第43条 再利用水ろ過装置 3 設備の機器仕様等 3-3. 各部の構造 (5)現場制御盤 ウ	ウ 本制御盤の構造は、2)の制御に必要な継電器盤、操作盤（操作スイッチ、表示灯）から成るが、継電器盤と操作盤は一体としてもよい。	ウ 本制御盤の構造は、イの制御に必要な継電器盤、操作盤（操作スイッチ、表示灯）から成るが、継電器盤と操作盤は一体としてもよい。
特記仕様書 P28 第43条 再利用水ろ過装置 3 設備の機器仕様等 3-5. 運転・操作概要 (2)連動運転	(2)連動運転 連動機器 再利用水原水ポンプ、再利用水給水ユニット	(2)連動運転 連動機器 再利用水原水ポンプ

(誤)

第 40 条 雑工

1 設置基礎類

番号	名 称	設置場所	備考
1	塩素混和槽入口ゲート (沈殿池)	沈殿池流出水路	
2	塩素混和槽入口ゲート (沈澄池)	塩素混和槽流入渠	
3	塩素混和槽バイパスゲート	塩素混和槽流入渠	
4	塩素混和槽出口ゲート	塩素混和槽排流渠	
5	曝気槽導流渠ゲート開口蓋受枠	曝気槽導流渠	

2 工事請負共通仕様書の適用

下-2-1-3-8、下-2-1-3-10~18、下-2-1-4-1~13

3 特記事項

- (1) 詳細は、添付図面による。
- (2) 本工事で設置する機器類は、新たに製作する鉄筋コンクリート基礎（シンダー部は、はつりを行う。）に基礎ボルトで強固に取付ける。
- (3) 既設機器等の撤去に伴う基礎類の撤去復旧は、本工事範囲内とする。
- (4) 既設機器等の撤去後は、コンクリート基礎類の撤去及びアンカーボルト類の切断を行う。また、床及び壁貫通部の撤去箇所について、撤去後、鉄筋コンクリート部は、鉄筋コンクリートにて閉塞し、シンダーコンクリート部分については、シンダーコンクリートを打設し、表面は、凹凸の無いように仕上げる。
- (5) 曝気槽導流渠ゲート開口蓋の受枠は下-2-3-8 に準じるものとし、重防食塗装を行う。

(正)

第 40 条 雑工

1 設置基礎類

番号	名 称	設置場所	備考
1	塩素混和槽入口ゲート（沈殿池）	沈殿池流出水路	
2	塩素混和槽入口ゲート（沈澄池）	塩素混和槽流入渠	
3	塩素混和槽バイパスゲート	塩素混和槽流入渠	
4	塩素混和槽出口ゲート	塩素混和槽排流渠	
5	曝気槽導流渠ゲート開口蓋受枠	曝気槽導流渠	

2 工事請負共通仕様書の適用

下-2-1-3-8、下-2-1-3-10～18、下-2-1-4-1～13

3 特記事項

- (1) 詳細は、添付図面による。
- (2) 本工事で設置する機器類は、新たに製作する鉄筋コンクリート基礎（シンダー部は、はつりを行う。）に基礎ボルトで強固に取付ける。
- (3) 既設機器等の撤去に伴う基礎類の撤去復旧は、本工事範囲内とする。
- (4) 既設機器等の撤去後は、コンクリート基礎類の撤去及びアンカーボルト類の切断を行う。また、床及び壁貫通部の撤去箇所について、撤去後、鉄筋コンクリート部は、鉄筋コンクリートにて閉塞し、シンダーコンクリート部分については、シンダーコンクリートを打設し、表面は、凹凸の無いように仕上げる。
- (5) 曝気槽導流渠ゲート開口蓋の受枠は下-2-2-3-8 に準じるものとし、重防食塗装を行う。

(誤)

3 設備の機器仕様等

3-1. 設備概要

ろ過装置は、原水ポンプより圧送される二次処理水を圧力ろ過し、利用するもので本体部及びろ材部などから構成される。

3-2. 製作条件

- (1)本機は、縦型又は横型単層式圧力ろ過器とする。
- (2)ろ過速度は、1000m/日程度とする。
- (3)本機の設計圧力は、0.3Mpaとし、効率よく洗浄できる構造とする。

3-3. 各部の構造

(1)本体

- ア 本体は、鋼板溶接構造とし、各種配管接続口を設ける。
- イ ろ過は、原水を均等に分配し、ろ材部を通過させ、ろ過された水はろ過水口から流出させる構造とする。
- ウ 本体上部には、ろ過水集水部を有する。
- エ 本体には、上部にろ材充填及び点検用のマンホール、側部にはのぞき窓を設ける。

(2)洗浄部

- ア 洗浄は、24時間タイマ及びろ過抵抗による差圧の設定の併用で弁を切り替えて行う。
- イ 洗浄は、水槽内のろ材を攪拌する。

(3)自動弁

- ア 自動弁は、電動フランジレス蝶形弁とする。

(4)ろ材部

- ア ろ材部は、ろ過水集水部として集水ノズルを設け、ろ材層を形成するものとする。

(5)現場制御盤

- ア 現場制御盤は、機械の付属品とする。
- イ 本制御盤の制御範囲は、ろ過工程（ろ過・ろ材洗浄、排水、捨て水）の現場単独運転、現場連動運転の制御とする。
- ウ 本制御盤の構造は、2)の制御に必要な継電器盤、操作盤（操作スイッチ、表示灯）から成るが、継電器盤と操作盤は一体としてもよい。

3-4. 使用材料

- (1)本体 SS400（厚さ 4.5 mm以上）
内面塗装：エポキシ樹脂塗装 3 回塗
膜厚：140 μm 以上
- (2)集水ノズル SUS304
- (3)接液部ボルト・ナット SUS304

3-5. 運転・操作概要

(1)現場連動運転及び単独運転

(2)連動運転

連動機器 再利用水原水ポンプ、再利用水給水ユニット

3-6. 試験・検査

一般事項については、工事請負共通仕様書に準じる。

3-7. 塗装

工事請負共通仕様書に準じる。

(正)

3 設備の機器仕様等

3-1. 設備概要

ろ過装置は、原水ポンプより圧送される二次処理水を圧力ろ過し、利用するもので本体部及びろ材部などから構成される。

3-2. 製作条件

- (1) 本機は、縦型又は横型単層式圧力ろ過器とする。
- (2) ろ過速度は、1000m/日程度とする。
- (3) 本機の設計圧力は、0.3Mpa とし、効率よく洗浄できる構造とする。

3-3. 各部の構造

(1) 本体

- ア 本体は、鋼板溶接構造とし、各種配管接続口を設ける。
- イ ろ過は、原水を均等に分配し、ろ材部を通過させ、ろ過された水はろ過水口から流出させる構造とする。
- ウ 本体上部には、ろ過水集水部を有する。
- エ 本体には、上部にろ材充填及び点検用のマンホール、側部にはのぞき窓を設ける。

(2) 洗浄部

- ア 洗浄は、24 時間タイマ及びろ過抵抗による差圧の設定の併用で弁を切り替えて行う。
- イ 洗浄は、水槽内のろ材を攪拌する。

(3) 自動弁

- ア 自動弁は、電動フランジレス蝶形弁とする。

(4) ろ材部

- ア ろ材部は、ろ過水集水部として集水ノズルを設け、ろ材層を形成するものとする。

(5) 現場制御盤

- ア 現場制御盤は、機械の付属品とする。
- イ 本制御盤の制御範囲は、ろ過工程（ろ過・ろ材洗浄、排水、捨て水）の現場単独運転、現場連動運転の制御とする。
- ウ 本制御盤の構造は、イの制御に必要な継電器盤、操作盤（操作スイッチ、表示灯）から成るが、継電器盤と操作盤は一体としてもよい。

3-4. 使用材料

- (1) 本体 SS400（厚さ 4.5 mm 以上）
内面塗装：エポキシ樹脂塗装 3 回塗
膜 厚：140 μm 以上
- (2) 集水ノズル SUS304
- (3) 接液部ボルト・ナット SUS304

3-5. 運転・操作概要

(1) 現場連動運転及び単独運転

(2) 連動運転

連動機器 再利用水原水ポンプ

3-6. 試験・検査

一般事項については、工事請負共通仕様書に準じる。

3-7. 塗装

工事請負共通仕様書に準じる。